

# 生協福祉活動保険

普通傷害保険(行事参加者の傷害補償特約)、賠償責任保険(施設所有(管理)者特別約款、保管物特別約款、生産物特別約款)

生協福祉活動保険は、「くらしの助け合い活動」・「おたがいさま活動」・「お食事会・配食サービス活動」・「子育て支援活動」・「各種ボランティア活動」の事務局等に登録された援助活動を行う組合員の方々の活動中の事故(傷害事故・賠償責任事故)を補償する制度です。

\* [行事保険]では上記の活動中の事故については補償されません。

保険契約者	日本生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約です。
本制度に加入できる方	日本生活協同組合連合会の会員生協および会員生活協同組合連合会
保険期間	2017年7月1日から1年間 ※ 中途での加入も可能です。

生協福祉活動保険のうち見舞金制度部分には、団体割引20%(※1)と優良割引10%(※2)が適用されています。

(※1) 団体割引は、見舞金制度の保険料算出に使用した平均人数(のべ行事参加者数を行事開催日数で除したもの)により決定しています。今年度の平均人数が3,000名に達しなかった場合、保険料が変更となります。

(※2) 優良割引は、保険金の支払状況により変更になることがあります。

## 本制度で対象となる活動

生協が事務局等となっている「くらしの助け合い活動」・「おたがいさま活動」などの組合員活動(宿泊を伴う活動は対象となりません。)

[対象となる活動の主な例]

くらしの助け合い活動、お食事会・配食サービス活動、ボランティア活動(福祉ボランティア活動、福祉ボランティア活動以外で現在実施している活動、および今後実施予定のボランティア活動が対象となります。)

※行事保険パンフレットの「日帰り行事の種類 一覧表」(P10～)に記載の「日帰り行事②」と「日帰り行事③」は、生協福祉活動保険の対象とはなりません。

## 補償の対象者

生協の事務局等に登録されているすべての組合員(活動日が把握できること)が対象となります。

なお、賠償事故補償制度においては、事務局等としての生協が、組合活動中の事故により被援助者等の他人に対して法律上の賠償責任を被った場合も対象となります。

※ 預り物賠償については生協のみが補償の対象者になります。



# 目次

制度の概要 .....P1

保険金のお支払いについて .....P2

補償のタイプと保険料 .....P6

事故がおきたときは ..... P8

## 制度の概要

### 1. 本制度のしくみ

本制度は、(1)見舞金制度(ケガの補償制度)と(2)賠償事故補償制度 から構成されています。

#### (1)見舞金制度(ケガの補償制度)

生協の事務局等に登録された援助活動を行う組合員が活動中および活動場所と自宅との往復途上において、偶然な事故によりケガをされたり、亡くなられた場合に補償します。(病気は補償の対象となりません。)

#### (2)賠償事故補償制度

生協の事務局等に登録された援助活動を行う組合員が活動中の事故により被援助者等の他人に対して損害を与えた場合、援助活動を行う組合員または事務局等としての生協が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

(この保険では提供した飲食物等に起因する賠償責任も補償の対象となります。)

### 2. こんなとき保険金をお支払いします

次のような事故がこの保険の補償の対象となります。

#### <見舞金制度(ケガの補償制度)>

- 訪問先で活動中に、階段を踏み外して足を骨折した。
- 訪問先で調理中、包丁で指を切りました。
- 訪問先で調理中、誤ってヤケドをしてしまった。
- 自転車で活動先へ行く途中、車と接触して転倒し右腕を打撲した。
- 活動終了後の帰宅中に自転車で転倒し、足を捻挫した。

…など



#### <賠償事故補償制度>

- 活動中、お年寄りを車椅子に乗せる際に不注意で転ばせてしまい、骨折させてしまった。
- 訪問活動中、掃除機の先がふすまに当たり、利用者宅のふすまを壊した。
- くらしの助け合い活動中、預かった財布(現金)が盗まれた。
- お食事会・配食サービス活動中に提供した食事が原因で食中毒が発生した。
- 助け合い活動で利用組合員宅の庭の草を刈っていたところ、小石を飛ばしてしまいガラスを割ってしまった。
- 自転車で利用組合員宅へ行く途中、歩行者と接触して骨折させてしまった。
- おたがいさま応援で犬を散歩させていたところリードを離してしまい、通行人にかみつki負傷させた。

…など

\* 活動中であっても、お車による賠償事故は、この保険の補償の対象となりません。

ただし、活動中に組合員がケガをされた場合、ケガのみ補償制度の対象となります。

## 保険金のお支払いについて

### 1. 見舞金制度（ケガの補償制度）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害	<b>死亡保険金</b>	被保険者（*1）が組合員活動中の急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（*2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合  <b>死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</b> （注）すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ</li> <li>・自動車または原動機付自転車の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ</li> <li>・脳疾患、疾病、心神喪失等によるケガ</li> <li>・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ</li> <li>・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ（*4）</li> <li>・戦争、内乱、暴動などによるケガ（*5）</li> <li>・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ</li> <li>・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ</li> <li>・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見※のないもの</li> </ul> ※医学的他覚所見とは理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	<b>後遺障害保険金</b>	被保険者（*1）が組合員活動中の事故によりケガ（*2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合  <b>後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</b> （注）保険期間（保険のご契約期間）を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	<b>入院保険金</b>	被保険者（*1）が組合員活動中の事故によりケガ（*2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合  <b>入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。</b> （注1）事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 （注2）入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	<b>手術保険金</b>	被保険者（*1）が組合員活動中の事故によりケガ（*2）をされ、その治療のため事故の日から180日以内に病院または診療所において手術（*3）を受けられた場合  以下の金額をお支払いします。 ①入院中（注）に受けた手術の場合 <b>入院保険金日額×10</b> ②上記①以外の手術の場合 <b>入院保険金日額×5</b> ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 （注）事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	
<b>通院保険金</b>	被保険者（*1）が組合員活動中の事故によりケガ（*2）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	<b>通院日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。＜90日限度＞</b> （注1）事故の日からその日を含めて、180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金をお支払いできません。 （注2）通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 （注3）通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位（*6）を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（*7）を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	など

( \* 1 ) 被保険者(保険の補償を受けられる方)とは、生協主催の行事や運営にかかわる諸活動に参加している方のうち、事前に参加登録を行っている方となります。

( \* 2 ) 「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、見舞金制度のうち「日帰り行事」については、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

( \* 3 ) 対象となる手術は以下の①・②とします。

① 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

② 先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

( \* 4 ) 天災補償特約を付帯した場合、補償の対象となります。

( \* 5 ) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。

( \* 6 ) 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の 3 大関節部分、肋骨、胸骨等の約款記載の部位をいいます。

( \* 7 ) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネ等の硬性の固定具をいいます。

### 【急激かつ偶然な外来の事故とは】

下記 3 項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性 = 突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性 = 事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性 = 身体の外からの作用によるもの

< 上記 3 項目に該当しない例 >

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

保険金は、生命保険、健康保険、労災保険、自賠責保険などの給付とは関係なくお支払いします。

## 2. 賠償事故補償制度

### 《保険金をお支払いする場合》

生協の事務局等に登録された援助活動を行う組合員が活動中の事故により被援助者等の他人に対して損害を与えた場合、援助活動を行う組合員または事務局等としての生協が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

また、生協福祉活動保険では提供した飲食物等に起因する賠償責任も対象となります。(生産物賠償責任保険)  
 預り物賠償については、生協のみが補償の対象者になります。

### 《お支払いする保険金》

保 険 金 の 種 類		支 払 方 法
損 害 賠 償 金	① 損 害 賠 償 金 被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額 ・身体賠償の場合…逸失利益、治療費、入院費、休業補償費、慰謝料など  ・財物賠償の場合および預かり物賠償の場合…滅失については滅失時の時価、汚損、損傷については修理費（修理不能もしくは修理費が時価を超える場合は時価）など	被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
費 用 損 害	② 損 害 防 止 費 用 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
	③ 応 急 手 当 等 費 用 損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用	
	④ 争 訟 費 用 損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。
	⑤ 保 険 会 社 へ の 協 力 費 用 保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。
	⑥ 示 談 交 渉 費 用 被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。

- ※1 ①の保険金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
- ※2 ①の保険金請求権については被害者に先取特権があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※3 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

### 《保険金をお支払いできない主な場合》

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(注)の故意によって生じた賠償責任  
(賠償責任保険共通)  
(注)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
  - 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任  
(賠償責任保険共通)
  - 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任  
(賠償責任保険共通)
  - 施設の修理、改造または取壊しなどの工事に起因する賠償責任  
(専門業者が行う工事を指しており、日曜大工などは補償の対象となります。)  
(施設所有(管理)者特別約款)
  - 航空機、昇降機、ロープウェイ、ケーブルカー、自動車または施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任  
(施設所有(管理)者特別約款)
  - 保管物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する賠償責任  
(保管物特別約款)
  - 生産物の性質または欠陥により、損壊したことに起因するその生産物自体に対する賠償責任  
(生産物特別約款)
- ……………など

## 補償のタイプと保険料

補償項目		補償タイプ			
		A タイプ	B タイプ	C タイプ	自由設計
【 見舞金制度 】		A タイプ	B タイプ	C タイプ	自由設計
死亡・後遺障害		300万円	500万円	700万円	[        ]万円
入院保険金日額		1,500円	3,000円	4,500円	[        ]円
通院保険金日額		1,000円	2,000円	2,500円	[        ]円
【 賠償事故補償制度 】		A タイプ	B タイプ	C タイプ	[        ]タイプ
身体賠償 (自己負担額 1 事故 1,000 円)		1 名 4,000万円 1 事故 1億円	1 名 8,000万円 1 事故 2億円	1 名 1億円 1 事故 2億円	↑ 左記の A~C の タイプから 選択します。
財物賠償 (自己負担額 1 事故 1,000 円)		1 事故 1,000万円	1 事故 1,000万円	1 事故 1,000万円	
預かり物賠償 (自己負担額 1 事故 1,000 円) 現金や貴金属などの貴重品の損害については、1 事故 10 万円/保険期間中通算 100 万円が限度となります。		保険期間中通算 500万円	保険期間中通算 500万円	保険期間中通算 1,000万円	
1名あたりの 保険料	天災なし	13.2円	22.3円	31.8円	[        ]円
	天災あり	16.2円	29.3円	40.8円	[        ]円

\* 上表ののべ活動人数 1 名あたりの保険料には、下記の賠償事故補償制度の保険料が含まれています。

Aタイプ:1.2円 Bタイプ:1.3円 Cタイプ:1.8円

\* 見舞金制度については、1 名あたりの保険金額を表示しています。

\* 賠償事故補償制度については、お支払いする保険金の限度額を表示しています。

\* 提供した飲食物等に起因する賠償責任については、1 事故の限度額が保険期間中の限度額となります。

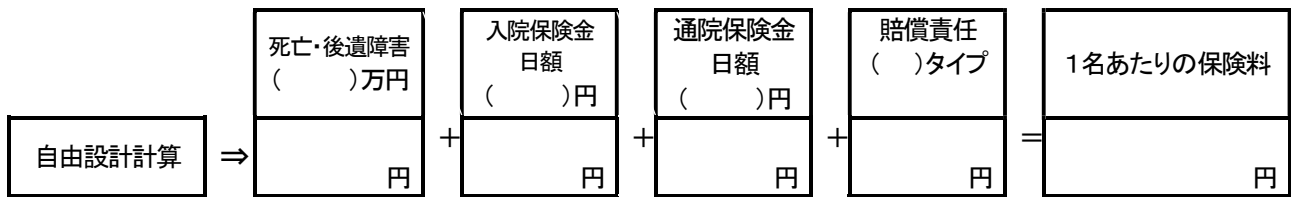


## 自由設計について

- 自由に設計できるのは、見舞金制度の補償金額です。
- 天災補償特約は補償ごとの個別付帯はできません。すべての補償に付帯するか付帯しないかで算出して下さい。
- 賠償事故補償制度の補償金額(支払限度額)については、A～Cタイプの補償金額の中から選択します。

次の算式に下表(保険料表)から保険料をあてはめ、1名あたりの保険料を算出します。

(補償金額は、入院保険金日額は死亡・後遺障害の1000分の3以内、通院保険金日額は入院保険金日額を下回る金額で決めてください。)



### ■保険料表(単位:円)

死亡・後遺障害		
保険金額	保険料(円)	
天災補償	なし	あり
200万円	5	7
300万円	7	10
350万円	8	12
400万円	10	14
500万円	12	17
800万円	19	27
1,000万円	24	34
1,500万円	36	51
2,000万円	48	68

入院		
保険金日額	保険料(円)	
天災補償	なし	あり
2,000円	4	5
2,500円	5	6
3,000円	6	7
4,000円	8	9
4,500円	9	10
5,000円	10	12

通院		
保険金日額	保険料(円)	
天災補償	なし	あり
1,000円	2	2
1,500円	3	3
2,000円	3	4
2,500円	4	5
3,000円	5	6

賠償責任	
タイプ	保険料(円)
A	1.2
B	1.3
C	1.8

## 事故がおきたときは

事故がおきたとき(組合員から事故の連絡があった場合)は、すみやかに「生協福祉活動保険 事故通知(証明)書」を株式会社アイアンドアイサービスまで送付してください。事故対応のご相談とあわせて共栄火災海上保険株式会社より保険金請求に必要な書類をお送りします。

### 1. 見舞金制度にかかわるケガ(傷害事故)の場合

保険金請求者はケガをされた方となります。ケガの治療が完了してから、必要書類を返送ください。なお、死亡事故の場合は死亡された方の法定相続人が保険金請求権者となります。

- ①**保険金請求書兼同意書**:ご請求者の住所、氏名、押印と保険金振込口座をご記入いただきます。
- ②**事故状況報告書**:おケガの日時、事故原因および状況等をご記入ください。
- ③**診断書(入院・通院申告書)**:医師の診断書が必要です。ただし、入院・通院で保険金請求額が10万円以下で、かつ入院を伴う手術をされていないの場合は「入院・通院申告書」に代えることができます。  
**後遺障害の場合**:上記のほか、後遺障害の程度を証明する医師の診断書が必要となります。  
**死亡事故の場合**:上記のほか、死亡診断書または死体検案書が必要となります。
- ④**その他保険会社が必要とする書類**:死亡事故の場合は法定相続人を確認する書類や法定相続人の委任状・印鑑証明書など

#### 【ご注意いただきたいこと—傷害事故1】

入院・通院等の保険金をお支払いさせていただく要件は、以下のとおりとなります。

##### (1)入院保険金

自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

##### (2)通院保険金

病院または診療所に通い、または往診により、治療を受けること

※1 医師とは、医師法に定める医師をいいます。(ケガをされた方が医師の場合は、本人以外の医師をいいます。)

※2 あんま、はり、灸、マッサージ、カイロプラクティック等の施術については、医師の指示により施術を受けたものに限り、支払の対象とする場合があります。施術を受けた場合は、医師の指示であることを証明する指示書が必要となります。

#### 【ご注意いただきたいこと—傷害事故2】

すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金の支払対象とはなりません。)

### 2. 賠償事故補償制度の場合(賠償事故)

保険金請求者は生協および組合員となります。被害者との示談交渉が終了してから、必要書類をご返送ください。(対物事故の場合、壊れた物の写真をお撮りください。)

- ①**保険金請求書兼同意書**
- ②**事故原因・事故状況を立証する書類**
- ③**示談書・賠償申告書**(賠償事故における保険金請求額が10万円以下の場合「賠償申告書」に代えることができます。)
- ④**その他保険会社が必要とする書類(損害写真、損害額立証書類等)**

\* 賠償責任事故が起きた場合、示談額などについては事前に共栄火災と相談する必要がありますので、必ず指示を受けてください。現場および事故状況(被害物など)の写真撮影、先方(被害者)との話し合い、示談書(保険会社所定用紙)の作成など事故の際の対応については遠慮なくご相談ください。事前にご連絡をいただけない場合には示談額の全額を保険金でお支払いできない場合がありますので十分にご注意ください。

(ア)事故の原因を正しく確認してください。

(イ)書面による示談以前の口頭での賠償の約束をしないでご相談ください。事故の内容から相手に賠償すべき金額を正しく確定させる以前の「全額弁償する」、「〇万円払います」などの口約束は禁物です。保険でお支払いできるのは法律上の損害賠償責任を負うべきとされる金額です。

### 先取特権

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

■この保険契約は下記の保険会社による共同保険契約であり、引受幹事保険会社である共栄火災が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

■このパンフレットは制度の概要を説明したものです。詳しくは取扱幹事代理店株式会社アイアンドアイサービスまでご照会ください。

■保険料のお支払い方法は、「一時払」となります。2017年7月1日を保険始期日とするお申込みの締切日につきましては、2017年6月2日となりますので、加入依頼書を2017年6月2日までに株式会社アイアンドアイサービスにご送付ください。また、中途加入につきましては、株式会社アイアンドアイサービスにお問い合わせください。

### 【ご加入の際の注意】

ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

また、ご加入にあたっては「重要事項説明書」を必ずご一読ください。

### 《代理請求制度について》

この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により保険会社に申請いただき、保険会社の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

(お問い合わせ先)

<p>●取扱幹事代理店 株式会社アイアンドアイサービス 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-13 コープ共済プラザ Tel.03-6836-1330 / Fax.03-6836-1333</p> <p>●引受幹事保険会社 共栄火災海上保険株式会社 団体組織開発部 営業課 〒105-8604 東京都港区新橋 1-18-6 Tel. 03-3504-2898 / Fax. 03-3504-2948</p>	<p>＜引受保険会社および引受割合＞</p> <table><tr><td>共栄火災海上保険株式会社</td><td>80%</td></tr><tr><td>東京海上日動火災保険株式会社</td><td>10%</td></tr><tr><td>損害保険ジャパン日本興亜株式会社</td><td>5%</td></tr><tr><td>三井住友海上火災保険株式会社</td><td>5%</td></tr></table>	共栄火災海上保険株式会社	80%	東京海上日動火災保険株式会社	10%	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5%	三井住友海上火災保険株式会社	5%
共栄火災海上保険株式会社	80%								
東京海上日動火災保険株式会社	10%								
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5%								
三井住友海上火災保険株式会社	5%								

# 重要事項説明書

## （【団体契約用】生協福祉活動保険） 契約概要・注意喚起情報のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項およびご加入者にとって不利益になる事項などを、この「契約概要・注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。また、不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 契約概要

#### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

##### (1) 団体契約の仕組み

この保険契約は、日本生活協同組合連合会を保険契約者とし、日本生活協同組合連合会の会員生協および日本生活協同組合連合会が主催する福祉活動に参加する方を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とする保険契約です。

##### (2) 商品の仕組み

この保険は、生協が事務局となっている「くらしの助け合い活動」などの組合員活動中に偶然な事故でケガをされたり、偶然な事故により他人に対して損害を与え法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

##### (3) 補償内容

###### ①保険金をお支払いする場合

パンフレットの「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。

###### ②保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

##### (4) 保険期間（保険のご契約期間）

保険期間（保険のご契約期間）は、原則としてご契約の始期から1年です。保険期間の途中でご加入される場合の補償期間は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

##### (5) 引受条件（ご契約金額等）

ご契約金額につきましては、パンフレットでご確認ください。

#### 2. 保険料

保険料はパンフレットでご確認ください。

#### 3. 保険料の払込方法

保険料払込方法につきましてはパンフレットでご確認ください。

#### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

#### 5. 脱退時の返れい金の有無

団体契約から脱退される場合は、パンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。

### 注意喚起情報

#### 1. クーリングオフ制度

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、この保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

#### 2. ご加入時における注意事項（加入依頼書の記載上の注意事項）

ご加入者には、ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただきます。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では加入依頼書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

○他の保険契約

#### 3. ご加入後における留意事項

ご加入後に加入依頼書の記載事項に変更等が生じる場合には、必ずパンフレットに記載の連絡先までご通知ください。

#### 4. 保険責任の開始日時

保険責任は2017年7月1日に開始します。

#### 5. 保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

#### 6. 保険契約の無効・取消し・失効

(1)ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険に加入された場合は、保険は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。

(2)ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険に加入された場合は、保険の取消しをさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。

#### 7. 重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、保険を解除することがあります。また、この場合、保険金もお支払いできません。

- ①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
- ③ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- ④他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること
- ⑤上記①～④のほか、ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

## 8. 脱退時の返れい金の有無

団体契約から脱退される場合は、パンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合があります。

## 9. 万一事故が発生した場合には

(1)事故が発生した場合は、保険金の請求書、事故の程度を証明する書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい事故の状況、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内します。

(2)保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

## 10. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る傷害保険金については100%）まで補償されますが、賠償事故補償制度については補償されません。

### 保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または共栄火災営業店までご連絡ください。

### もしも事故が起こったら・・・

すみやかに共栄火災営業店・取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077(無料)

### <指定紛争解決機関>

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル-通話料有料]

[受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

### お客さまに関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報、所属団体が事務手続きのために利用するほか、引受保険会社が引受の審査、本契約の履行、引受保険会社およびグループ会社が保険商品・各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、医療機関、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ (http://www.kyoeikasai.co.jp/) をご覧ください。

ご加入の前にこれらの個人情報の取扱いに同意のうえお申込ください。

## ご加入内容の確認事項

### ～ お申込みいただく前にご確認いただきたい事項 ～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼（申込）書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

#### 【ご確認いただきたい事項】

1. この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客様のご意向に合致しているか、よくご確認ください。
  - 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
  - 補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
  - 保険金額（ご契約金額）
  - 保険期間（ご契約期間）
  - 保険料・お支払方法（払込方法）
2. 加入依頼（申込）書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。